

5土(技)第300号
令和5年9月8日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

建設工事現場における安全管理の徹底について

建設工事現場における安全確保については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、本日、河道内での作業状況を確認していた作業員が護岸天端から転落したことによる死亡事故が発生しました。

つきましては、今後、このような事故が再び発生することのないよう、改めて貴下会員に対し、工事現場における安全管理の徹底を図るとともに関係法令や土木工事安全施工技術指針等の遵守等、業界全体で再発防止に万全を期すよう指導をお願いします。

現場状況

①

ここから転落



②

ここから転落

転落後の位置



(参考)

転落事故等に関する関係規程

今回の事故と直接関係はありませんが、転落事故等に関する関係規定をとりまとめましたので、今後の安全管理の参考にしてください。

○労働安全衛生規則

(特別教育を必要とする業務)

第36条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四十 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具(略)を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。)に係る業務

(作業床の設置等)

第518条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(略)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(ライフラインの設置)

第539条の2 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ(略)以外のロープであつて、要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのもの(略)を設けなければならない。

(作業指揮者)

第539条の6 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 1 第五百三十九条の三第二項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- 2 作業中、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのもの)

第539条の7 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

- 2 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。
- 3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。